

第 632 回 富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 7 年 5 月 7 日（水）午後 1 時 25 分から午後 1 時 45 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（9 人）

| | | | | | | | |
|----|--------|----|-------|---|------|---|-------|
| 1 | 鈴木 昇 | | | 3 | 丸 文浩 | | |
| 5 | 稲村 耕一 | 6 | 大塚 和行 | | | 8 | 白井 和子 |
| 9 | 平野 弁一 | 10 | 佐久間 容 | | | | |
| 13 | 小柴 賢次郎 | 14 | 鈴木 伸江 | / | | | |

4 欠席委員（5 人）

| | | | | | | | |
|----|-------|---|-------|---|-------|----|-------|
| 2 | 澤邊 治之 | 4 | 川口 寛市 | 7 | 渡邊 和巳 | 11 | 森田 泰彰 |
| 12 | 安田 和永 | / | | / | | / | |

5 事務局職員（4 人）

| | | | |
|----------|----------|----------|---------|
| 局長 牧野 常夫 | 係長 平野 重樹 | 書記 鹿子 智大 | 書記 川崎 聡 |
|----------|----------|----------|---------|

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

専決処分報告について

第 632 回 富津市定例農業委員会

| 発言者 | 発言内容 |
|--------|--|
| 局長（牧野） | <p>開会 午後 1 時 30 分</p> <p>皆様こんにちは。予定されております委員の方々がすべてお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、ご多用のところ第 632 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p> |
| 局長 | <p>開会に先立ちまして、本日の出席状況でございますが、現在 2 番 澤邊委員 4 番 川口委員 7 番 渡邊委員と 11 番 森田委員と 12 番 安田委員が欠席ということで、委員 14 名中 9 名の出席となっております。</p> <p>従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により過半数の出席となっておりますので、本日の会議は成立いたします。</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。</p> <p>会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>（議長挨拶）</p> <p>みなさん、こんにちは。先月では茶色の部分がありましたが緑に変わりました。時節の移り変わりが早いと思います。ニュースではコメの値段ばかりで、米の作る人の問題は出てこない。私たちは農地を守る立場ということで、皆様よろしくお願いたします。</p> <p>本日は皆様方には大変お忙しい中、ご協力をいただきましてありがとうございます。これから会議を進めさせていただきたいと思ます。よろしくご協力のほどお願いたします。</p> |
| 議長 | <p>（開会）</p> <p>ただ今から、第 632 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。着座にて会議を始めさせていただきます。</p> |

| | |
|---------|--|
| 議長 | <p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第13条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>6番 大塚委員、8番 白井委員を指名いたします。それでは、議事に入らせていただきます。</p> |
| 議長 | <p>【議案第1号】</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第1号1番ですが、担当委員の現地調査及び説明を、2番 澤邊委員ですが本日欠席の為、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局(川崎) | <p>議案第1号1番について、澤邊委員から申請地を5月4日に確認したことの報告がありました。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>富津市笹毛の慈眼寺より南西の方向 550m付近に所在する農地です。</p> <p>義務者は、相続により取得した農地ですが、遠方で耕作手段もなく、管理を続けていくことが難しく、売却先を探していたところ、近くで耕作をする権利者と話しがまとまり、規模拡大を目的とした売買による所有権移転の申請であります。</p> <p>営農計画は、水稻の栽培を計画しております。</p> <p>申請地は、農振農用地区域外農地 902 m²、耕作面積は 17,013 m²、従農数 2名であります。</p> <p>農機具の所有状況、労働力、技術力等問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> |

| | |
|---------|--|
| 議長 | <p>議案第1号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号1番は承認されました。</p> |
| 議長 | <p>続いて、議案第1号2番について、担当委員の現地調査及び説明を、3番 丸委員、お願いします。</p> |
| 丸委員 | <p>議案第1号2番について、申請地を5月3日に確認しましたので説明いたします。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>旧あさなぎ病院より南東の方向850m付近に所在する農地です。</p> <p>権利者は、新規就農者ですが、営農がしたく3年間、二間塚の農業者の手伝いをしながら農作業経験を積んでおります。</p> <p>義務者は、左官業をしている関係で、農業経営の規模縮小のため近くに作業所兼居宅を所有する権利者に売却をしようとするもので、売買による所有権移転の申請であります。</p> <p>営農計画は、水稻を計画しております。</p> |
| 議長 | <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p> |
| 事務局(川崎) | <p>ただいまの丸委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>権利者は、当該農地に隣接する作業所兼居宅を取得し大工業を営んでおります。</p> <p>農業がしたく、二間塚在住の農業者より3年間農作業の指導を受けました。</p> <p>義務者は、左官業を営んでいる関係で、農業経営の規模縮小のため当該農地に隣接する作業所の所有者である権利者と売買の話がまとまり、売買による所有権移転の申請であります。</p> <p>申請地は、農振農用地区域内農地1,040㎡の農地で、耕作面積は新規就農者であることから0㎡、従農数は1名であります。</p> |

| | |
|------|---|
| 議長 | <p>農機具は農作業を指導してくれた農家さんよりリース計画となっており、収穫物の一部は自家消費とし、残りはJAに出荷予定です。労働力、技術力等問題ないと考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号2番は承認されました。</p> |
| 議長 | <p>【議案第2号】</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第2号1番について、こちらの担当委員は私ですので、現地調査及び説明をいたします。</p> |
| 平野委員 | <p>議案第2号1番について申請地を5月5日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>JR大貫駅より北の方向約150mに位置する農地であります。</p> <p>義務者は、申請地に隣接している物件を賃貸物件として貸し出しているが、土地の一部の所有者が別であり、現在も敷地の一部として利用されていることから引き続き利用するため、既存建築物の敷地として、所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p> |

| | |
|---------|--|
| 事務局（鹿子） | <p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、申請地からおおむね150m以内に、一般交通の用に供されている鉄道駅の基準点があることから、第3種農地と判断されます。</p> <p>造成工事及び埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。</p> <p>資金については、無償譲渡となっており、費用がないことを添付書類から確認済みです。</p> <p>既存建築物の敷地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号1番は承認されました。</p> |
| 議長 | <p>続いて、議案第2号2番と3番ですが、権利者が同一申請ですので、一括で審議し、個別の採決としたいと思いますが、よろしいでしょうか。（声：異議なし） それでは一括審議、個別採決とさせていただきます。</p> <p>こちらの担当委員も私ですので、現地調査及び説明をいたします。</p> |
| 平野委員 | <p>議案第2号2番から3番について申請地を5月5日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> |

| | |
|----------|--|
| | <p>いずれも中央公民館より南の方向約1kmにそれぞれ位置する農地であります。</p> <p>申請地は日光を遮断する障害物がなく、また、耕作予定のない農地であり、機材等の搬入経路も確保されており、太陽光発電施設に適している土地であったことから、権利者との合意に至り、所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。</p> <p>それでは、事務局補足説明をお願いします。</p> |
| 事務局 (鹿子) | <p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、いずれも農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は伐採及び整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> |
| 議長 | <p>議案第2号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号2番は承認されました。</p> |

| | |
|---------|--|
| 議長 | <p>続いて、議案第2号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号3番は承認されました。</p> |
| 議長 | <p>続いて、議案第2号4番について、担当委員の現地調査及び説明を、7番 渡邊委員が担当でございますが、本日欠席ですので事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局(鹿子) | <p>議案第2号4番について、渡邊委員より申請地を5月5日に確認したとの報告がありましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>いずれも天神山コミュニティセンターより南方向へ約1.2kmの地点に位置にする農地であります。</p> <p>申請地は日光を遮断する障害物がなく、また、耕作予定のない農地であり、機材等の搬入経路も確保されており、太陽光発電施設に適している土地であったことから、権利者との合意に至り、所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>農地区分に関しては、いずれも農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は伐採及び整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p> |

| | |
|--------|---|
| 議長 | <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号4番は承認されました。</p> <p>【専決処分報告について】</p> |
| 議長 | <p>次に、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」を事務局長よりお願いします。</p> |
| 局長（牧野） | <p>専決処分についてご報告いたします。</p> <p>農地法第5条第1項第6号の規定による届出、市街化区域内にある農地の権利移動4件です。</p> <p>まず、1番は資材置場として所有権移転するもので、面積は129㎡です。</p> <p>2番と4番は専用住宅用地として所有権移転するもので、面積は2番が66㎡、4番が439㎡です。</p> <p>3番は共同住宅用地として所有権移転するもので、面積は280㎡です。</p> <p>これらの届出につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。</p> <p>事務局何かありますか。</p> <p>（平野：7/3（木） 歓送迎会兼暑気払い）</p> |

| | |
|----|---|
| 会長 | <p>皆様には、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。なお、次回の農業委員会総会は、6月5日木曜日、場所は401会議室、時間は午後1時30分から開催いたします。</p> <p>本日の定例会は終了します。</p> <p>閉会 午後1時45分</p> |
|----|---|